

## 堺市立学校園における転落事故防止対策会議設置要領

平成23年10月28日制定

(設置)

第1 堺市立東深井小学校において発生した児童の転落事故（以下「転落事故」という。）に関する事実関係等を調査することにより、事故再発の防止を図るため、堺市立学校園における転落事故防止対策会議（以下「事故防止対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 事故防止対策会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 堺市立東深井小学校児童転落事故の事実関係等の把握に関すること。
- (2) 堺市立学校園における転落事故の防止対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校園施設における事故防止に関して必要な事項。

(組織)

第3 事故防止対策会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、学校教育部長及び学校管理部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 教育政策課長
- (3) 学校教育部参事（学校指導調整・危機管理担当）
- (4) 生徒指導課長
- (5) 保健給食課長
- (6) 施設課長
- (7) 堺市立小学校校長会の代表
- (8) 堺市立中学校校長会の代表

(職務)

第4 会長は、事故防止対策会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5 事故防止対策会議の会議は、会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第6 事故防止対策会議は、会議の結果を教育長及び市長に報告する。

(庶務)

第7 事故防止対策会議の庶務は、保健給食課において行う。

(委任)

第8 この要領に定めるもののほか、事故防止対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。